

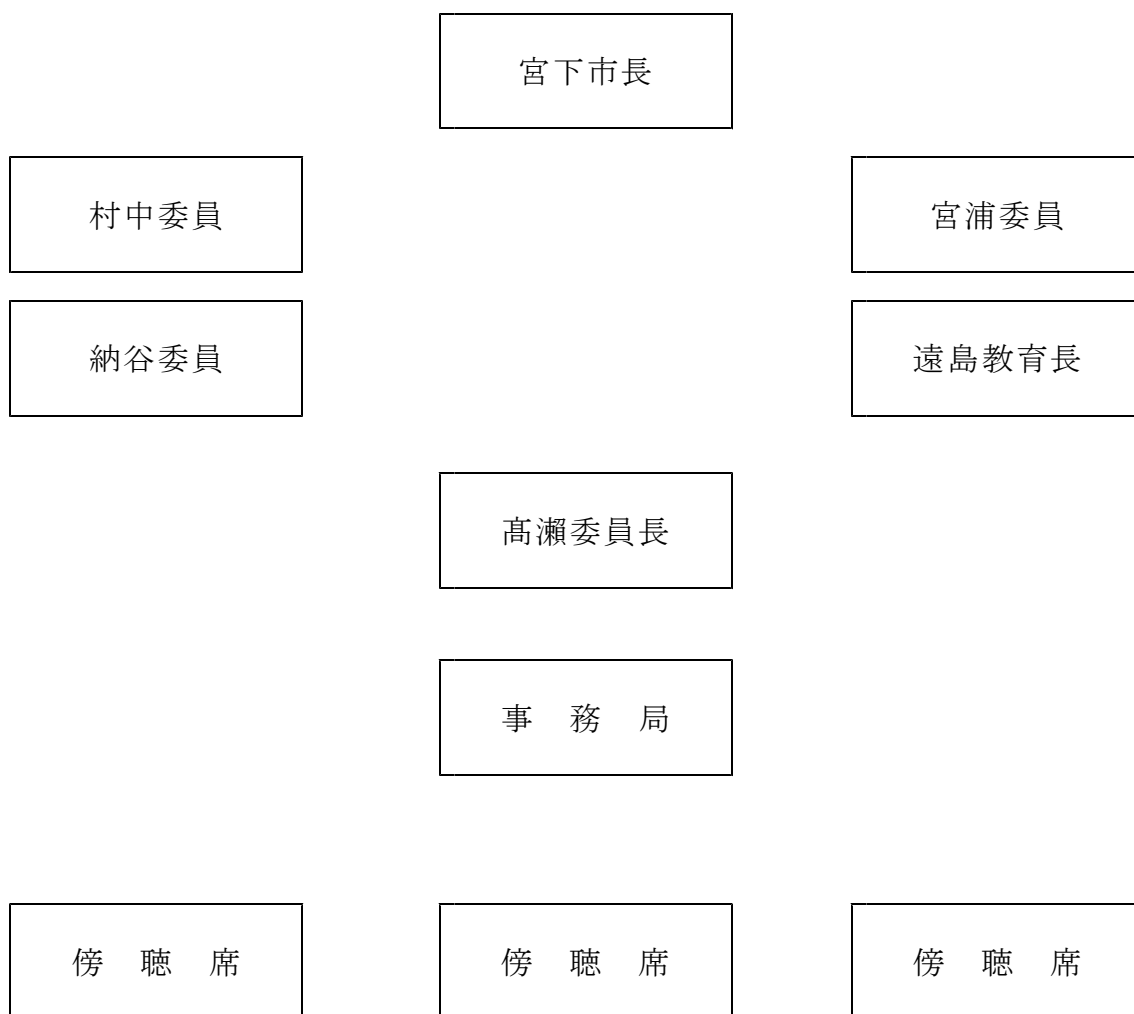
第3回総合教育会議

次 第

平成27年12月15日（火）18:30～ 大畑公民館

1. 事務連絡（事務局）
2. 議事
むつ市教育大綱（案）について
 - ・ 幼児教育について
 - ・ 学校教育について
3. その他

第3回総合教育会議座席表



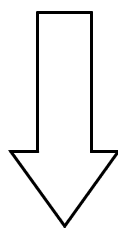
教育大綱（案）

4. 重点目標

①幼児教育の充実

人間形成の上で、重要な役割を持つ幼児教育の充実を図ります。

- ・ 幼稚園、保育所（園）、家庭と小学校との連携強化
- ・ 社会性や豊かな人間性の育成



①幼児教育の充実

幼児期における教育は、人間形成の上で重要な役割を持っています。

むつ市では、私立幼稚園・保育園の独自性に十分配慮して側面的な支援に努めるとともに、義務教育へのスムーズな移行を目指し、幼稚園・保育園、小学校、家庭、地域との連携を深めていきます。

・ 幼児教育と義務教育の相互理解を深める幼保小連携

幼稚園・保育園と小学校との相互訪問や連携推進講座の機会を通じて、幼児教育と義務教育の相互理解を深めていきます。

また、幼児教育、義務教育それぞれが抱える課題や悩みを共に理解し、充実した幼児教育につなげるための情報交換を行う協議機関を組織します。

・ 幼児教育における家庭や地域の役割の明確化

保護者からの相談や幼児教育機関・学校・地域の行事等を通じて、家庭あるいはそれぞれの地域とのつながりを深め、幼児教育においてそれぞれが果たすべき役割を相互に認識できるよう、情報発信と啓発に努め、むつ市の子どもたちを大切に育てていきます。

「幼・保・小連携のすすめ」

幼・保・小の

なめらかな接続を！

幼児期から児童期にかけての発達や学びが円滑に接続していくよう、幼稚園や保育所（園）と小学校との連携が求められています。

青森県教育委員会では、幼稚園や保育所（園）と小学校との連携を支援するために重点事業として、幼・保・小連携推進事業を実施し、

- ・幼稚園や保育所（園）、小学校が互いの保育・教育を理解するよう、
- ・幼児期における生活を通して身に付いた基本的な生活習慣等を小学校が引き継ぎ、子どもたちの可能性をさらに伸ばすように、

幼・保・小連携推進取組プランを作成しました。

それぞれの園や学校、地域の実情に応じて、幼・保・小連携に取り組んでいたければと考えております。



幼・保・小連携の取組例

幼児と児童との交流活動

指導者間の交流活動

連携を意識した指導内容の工夫

幼・保・小連携の必要性

小学校へ入学したとき、通学方法、学習時間の区切り方、コミュニケーションの取り方など、幼稚園・保育所（園）における保育と小学校教育との間に違いがあることから、不安やとまどいを抱く子どもたちが多く、指導があります。両者の違いを「段差」という場合があります。段差は、子どもたちが一回り大きく成長する機会になると考えられますが、違いが大きすぎると、夢やあこがれ、希望をもって小学校生活を送ることがむずかしくなる心配もあります。子どもたちが、小学校生活にスムーズに受けかわるためには、過度の違いが生じないように、また一段ずつ階段を上っていくように成長できるように、周りの大人が支えていく必要があります。幼・保・小が連携することは、一人一人の子どもを支える成長の基礎及び生きる基礎づくりのために、また、子どもたちが段差を乗り越えていく力を身に付けていくために欠かせないものと考えます。

青森県教育委員会

【Q & Aで知る幼・保・小連携】

Q.1 幼稚園は、何をすることですか？

A.1 幼稚園は、学校教育法に基づく学校です。義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、3歳から小学校入学前までの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。ただし、小学校等と異なり教科書もなく、教育方法も多様であり、遊びを中心とした生活を通して、幼児期にふさわしい一人一人に応じた総合的な指導を行っています。

Q.2 保育所(園)は、何をすることですか？

A.2 保育所(園)は、児童福祉法に基づき児童福祉施設です。保護者が働いている場合等、何らかの理由によって、保育に欠ける0歳から小学校入学前までの乳幼児を対象とした保育を行っています。保育所(園)は、子どもを健やかに育て、子育てをしている保護者を支援することを役割としており、保育所保育指針では、「保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」とし、「養護(子どもの生命の保持と情緒の安定)のために保育士等が行う援助やかわり」として教育が一体となって保育を進めています。

Q.3 幼稚園教育と保育所保育の違いや共通するところは？

A.3 保育所(園)においては、養護が基礎となり、それによって支えられていく。幼稚園においては、5領域で保育を行っていること、そのねらいが同じであること、幼稚園及び保育所(園)が共に、小学校との連携が求められていることなど、共通点もあります。また、子どもの主体的な活動を促すため、教師や保育士が子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験を得られるよう、意図的・計画的に環境を構成し援助することも共通です。

【「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「小学校学習指導要領」から見る幼・保・小連携】

幼稚園教育要領では、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や共同の研究の機会を設けたりするなど、連携を図るようにすること。

保育所保育指針では、子どもたちの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもの小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。

小学校学習指導要領(総則)では、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

※同じく国語では、「特に第一学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮すること。」生活では、「特に、第一学年当初においては生活科を中心とした総合的指導を行うなどの工夫をすること。」音楽・図画工作では、「特に第一学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。」を求めている。

小学校学習指導要領解説(生活編)では、小一プログラムなどの問題が生じる中、小学校低学年では、幼児教育の成果を踏まえ、体験を重視しつつ、小学校生活に適応すること、基本的な生活習慣等を養成すること、教科等の学習活動に円滑な接続を図ること、などが課題と指摘されている。

入学当初の生活科を中核とした総合的な指導は、児童に「明日も学校にきたい」という意欲を醸成し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をもたらしてくれる。

本リーフレットは、青森県教育委員会から委嘱された幼・保・小連携推進事業連絡協議会委員及びワーキンググループ員により作成されました。

子どもたちの健やかな育ちを支えるための「幼・保・小連携のすすめ」リーフレットのインターネットを通じた入手方法

青森県教育委員会のホームページにアクセス⇒学校教育【資料等】の冊子・要覧等をクリック⇒子どもたちの健やかな育ちを支えるための「幼・保・小連携のすすめ」リーフレットをダウンロード

お問合せ先：青森県教育庁学校教育課小中学校指導グループ 電話017-734-9895

～幼稚園や保育所(園)での育ちを小学校へつなげ、広げていくために～

幼稚園や保育所(園)では

毎日の活動や体験により、生涯にわたる成長の基礎を培っています。

【生活や遊びの中に変化や区切りを設け、**基本的な生活習慣を育てる**】

- ・あひさつ(おはよう、こんにちは)、さようなら、ありがとうや返事
 - ・トイレの使い方 ・手洗いやうがい
 - ・遊んだ後の片付け ・衣服の着脱
 - ・給食の準備
- などの生活の様々な場面をとらえて、基本的な生活習慣を育てています。

幼児期に身に付けさせたいこと

- 自分でできることは自分でする。
- 友だちと共通の目的を見つけ、工夫したり協力したりする。
- してよいか悪いこととの区別をつける。
- 困ったことや必要なことを言葉で伝える。
- 決められた時間内で行動する。

【遊びを通し、**人とかわる力を育て、生活や学習の基礎づくりをする**】

- ・鬼ごっこ ・かくれんぼ ・ままごと
 - ・お買い物ごっこ ・なわとび
 - ・リレー遊び
- などの協同的な遊びを通して、探究心・好奇心・集中力を育てています。

幼児期に身に付けさせたいこと

- 約束やきまりを守って遊ぶ。
- 相手を認めたり、励ましたりする。
- 途中であきらめないで、最後までやり通す。
- 感じたことを描いたり、楽しんで作品を作ったりする。
- 絵本や物語に興味をもち、想像の世界を楽しむ。

幼・保・小の接続を意識した取組プラン

① 幼児と児童との交流活動

○互いの園・学校訪問、授業体験、行事などを通して、互恵性を大切にした様々な交流が工夫できます。これらの交流から、幼児は小学校にあこがれを抱き、児童は自分の良さ等に気付く機会となります。

取組例：運動会や学習発表会などの行事による交流、生活科等の教科を通しての交流、給食による交流 など



- 一円滑な交流のために
- ・年間を見通した計画の中で取り組んでいく。
- ・交流の目標やねらいについて、指導者がお互いに理解し合う。
- ・事前の活動、交流場面、事後の活動を設定する。
- ・お互いの計画を突き合わせながら立案する。

② 指導者間の交流活動

○遊びを中心とした幼児の生活が、小学校の教科の学習を中心とした生活にどうつながるか、一人一人の教育ニーズにどう対応しているかの観点から互いの保育・授業を参観し合うことができます。

○参観の際の説明や参観後の話し合いなどが交流をさらに深めることとなります。

○子どもの育ちを支える資料(幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録)が、年度末に小学校へ送付されます。小学校では、それぞれの要録に記載された子どもの育ちを生かした指導を工夫できます。

取組例：保育活動や授業の相互参観、情報交換(子どもの育ちや学びの共通理解)の場の設定



- 一円滑な交流のために
- ・保育や授業をお互いに参観し合い、体験等の機会を生かした研修を進める。
- ・一緒に、研修や勉強会を行う。
- ・幼稚園や保育所(園)での指導方法を、小学校入学直後の指導に生かすことを考える。

保護者や地域の方にも、各園・学校の取組や幼・保・小連携についての情報提供を行ったり、子どもたちの様子について情報をいただいたりするなどの相互交流も大切です。

③ 連携を意識した指導内容の工夫(例)

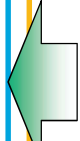
【幼稚園・保育所(園) 5才児】 1月～3月

- 「小学校入学への準備をしよう」
- ・活動の中でいすに座る時間を徐々に伸ばす、時計を意識して食事をするなどの練習を行う。
- 「小学校で一日体験入学をしよう」
- ・一日体験入学に参加したうれしさを実感することにより、小学校入学への期待を高めていく。
- 「お別れ会をしよう」
- ・年中児、年少児との交流を通して、互いの成長を感じ取る。



スタートカリキュラム(生活科を中核とした合科的指導)

- ・一単位時間を弾力的に活用し、遊びの要素を取り入れながら各教科へ移行していく。
- ・教室の前集めて読み聞かせをしたり、机を下げて床の上で制作活動を行ったりするなど、場の設定を工夫する。
- ・2年生との学校深検、高学年との交流活動などの中で発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、各教科(国語、音楽、図画工作)において各教科のねらいを踏まえた表現活動を行う。



小学校では

それぞれの子どもがもっている能力を伸ばしながら、社会において自立的に生きる基礎を培っています。

【幼児期の学びや育ちを生かして、**基本的な生活習慣や主体的に生活する力を育てる**】

入学当初において指導者が配慮すること

- ・幼稚園や保育所(園)でやっていたことが小学校でもできた、と自信がもてるような体験の場を設ける。
- ・遊びを取り入れたり、授業に関係のあるものを取った簡単なゲームをしたりして、子どもたちの興味や関心を高める導入を工夫する。
- ・いるいるな人に自分の考えたことを聞いてもらえたり認めてもらえたりする場を設定する。
- ・学習習慣や生活習慣が身に付くように、ていねいにやり方を教えながら、じっくりと個に応じた指導するよう心がける。



【低学年での生活科・音楽・体育などを通して**多様な人とかわる力を育てる**】

<生活科の様々な活動で>

- ・探検活動や動植物の飼育栽培活動などの具体的な活動や体験を通して、身近な人々とかかわったり、気付いたこと等を伝え合ったりしながら、自立への基礎を養っています。



<音楽や体育などで>

- ・友だちと一緒に、曲に合わせて体を動かしたり、歌ったり、簡単な演奏を楽しんだりする活動を通して、豊かな情操を養っています。
- ・ルールを工夫して、ボール遊びや鬼遊びなどの運動を楽しく行う活動を通して、体力を養っています。



北海道の子ども一人一人が 小学校生活を円滑にスタートするために



小学校側から幼小連携の取組を進めましょう

小学校には、幼稚園、保育所、認定子ども園など、様々な幼児期の教育を担う施設から子どもたちが入学してきます。幼稚園等と小学校では、子どもの生活や教育方法等が異なります。

幼児期の教育と小学校教育それぞれの生活と学びが滑らかに接続し、子ども一人一人が健やかに成長できるよう、小学校側から積極的に幼小連携の取組を進めましょう。

子どもの生活や学びをつなぐ幼小連携のポイント

- 年間を通じて計画的・継続的に取り組みましょう。**
- 既に実施している取組をもとに、幼児と児童の交流、授業公開や合同での研修など、効果的な連携の取組を工夫しましょう。**
- 保護者の理解・協力を得て、小学校就学への不安を解消する取組を行いましょう。**

年間を通して行う 幼小連携の取組（例）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
幼稚園・小学校の教師と教師等	■ 授業公開 ■	生活科の授業公開と授業後の感想交流会を行い、相互理解を深めます。		■ 合同研修 ■		幼児期の教育と小学校教育それぞれについて研修を深めます。		■ 合同での授業 ■		国語の「読むこと」の授業で幼稚園教諭を招き、一緒に授業を行います。		■ 合同での指導計画作成 ■		幼児と児童の交流「おもちゃ大会をしよう」(生活科)の指導計画を合同で作成します。	
	■ 引き継ぎ ■	幼児指導要録を用いて幼児の発達の姿や指導の状況を確認します。													
幼児と児童	■ 夏休み中の行事での交流 ■	小学校が夏休みに行う行事に近隣の幼児（未就園児も含む）や保護者を招きます。													
	■ 生活科での交流 ■	第2学年「おもちゃ大会をしよう」(生活科)に近隣の幼稚園や保育所の幼児を招きます。													
保護者	■ 授業公開 ■	参観日の案内を地域の幼児の保護者にも知らせ、参加を呼びかけます。													
	■ リーフレットの配布 ■	小学校での生活や学習について説明するお便りなどを配布します。													
	■ 1日入学 ■	1日入学の日に、第1学年生活科「ようこそわたしたちの学校へ」の授業を行います。													
	■ 1日入学 ■	保護者の小学校生活への不安をなくすよう、丁寧に説明をします。													

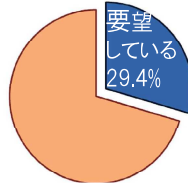
北海道の子ども一人ひとりが 小学校生活を円滑にスタートするために



H24教育活動等調査より

データ 小学校から幼稚園等に生活面でのしつけや集団生活をする上での要望等を伝えている小学校は、**29.4%**です。

H24教育活動等調査より



H23幼児教育すこやかプラン推進状況調査より

幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録には、幼児が小学校において適切な指導の下で学習や生活に取り組めるようにする「橋渡し」の役割があります。そのため、「要録を送付する」だけでなく、要録の内容を説明する機会を設けるなど、「文書」と「口頭」の引継ぎを併せて行うことが大切です。

なお、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録を小学校へ送付することは、学校教育法施行規則並びに保育所保育指針に定められています。

就学前における幼稚園・保育所との引継ぎチェックリスト

Point 1

文書による引継ぎ … 幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録

引継ぎ

- 学籍に関する記録
- 指導に関する記録

- ・発達の著しいもの
- ・総合的にとらえた姿
- ・成長の過程
- ・必要な配慮事項 などを記入



➡ **児童の学びをつなぐための資料となります。**
○入学当初の授業の進め方や一人ひとりに配慮した教育活動の参考にします。

Point 2

口頭による引継ぎ … 引継ぎ内容の工夫

引継ぎ

- 幼稚園・保育所
- 情緒面
 - 健康状態
 - 食物アレルギー等
 - 交友関係
 - 家庭での様子、家庭の事情 など

- 小学校
- 挨拶や身支度の様子
 - 生活上のきまりを守る様子
 - 集団生活(遊び)の様子
 - 話を聞くときの様子
 - 言葉の感覚の様子 など



➡ **児童の心をつなぐための資料となります。**
○幼稚園・保育所と小学校の先生方が顔を合わせて、「子どもが集団の一員として活躍できる」ための学級づくりや学級編制のための情報を交換します。

Point 3

園・学校体制による引継ぎ

引継ぎ

- 幼稚園・保育所
- …担任間の引継ぎだけではなく、組織力を生かして課題を把握する引継ぎの工夫
 - 園長・所長
 - 主任の教諭・保育士
 - 担任の教諭・保育士

- 小学校
- 教頭、教務主任
 - 新1学年の担任
 - 養護教諭
 - 栄養教諭



➡ **4月以降、継続的・計画的な幼保・小の連携を一層深めます。**
○こうした幼保・小の先生による情報交流は、進学時の引継ぎだけでなく、年間を通して継続的に行います。(参考:平成24年3月発行 普及啓発資料)

小学校教育はゼロからのスタートではありません！



幼稚園幼児指導要録を活用した引継ぎの事例

幼稚園幼児指導要録の作成

【幼稚園幼児指導要録の一部抜粋】

ねらい(発達をとらえる観点)		指導上参考となる事項
人間関係	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼関係をもつ。	・教師の側や自分の好きな場所でひとり遊びをすることが多かったが、2学期以降から友だちと一緒に遊びながら自分の思いを話すことができるようになった。

○ 指導要録を作成する際には、子どものエピソードを羅列したり、教師の感想にとどまらないように記述することが大切です。

(例1) 「〇〇を契機に△△できるようになるなど成長した」

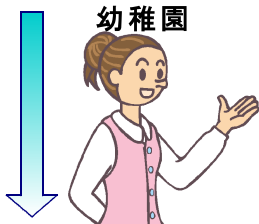
(例2) 「一見マイペースに見えるが、～等については着実に成長過程にある」

など、具体的な事実をもとに変容のきっかけや成長の様子を記述し、小学校の教師がその子どもの発達の姿や指導の進み具合を理解できるように記述します。



引継ぎの実際

幼稚園



(幼稚園幼児指導要録をもとに具体の事例について説明)

S児は、積み木遊びや絵本を見るときは一人のときが多かったのですが、7月に牛乳パックで望遠鏡を作ったとき、教師が「〇〇ちゃんにも見せてあげたら?」と促すと、友達と一緒に遊ぶ姿が見られました。夏休み過ぎからは、友達と遊びながら、自分から「〇〇と一緒につくろう」などと話すまでに成長しました。新しいクラスでも友達とのかかわりがもてるよう、言葉かけをしてください。

小学校
教頭
新1学年の学年部
養護教諭



引継ぎの成果

文書と口頭による引継ぎにより、1学年の教師と養護教諭が具体的な援助の方法を共有できました。入学当初の(※)スタートカリキュラムによる指導の際は、友達とのかかわりに配慮した言葉かけをかけることができ、S児は早い段階で集団に慣れることができました。

継続的な幼保・小連携を図る引継ぎのために

幼稚園・保育所のポイント

■幼稚園の様子を示した写真などを活用し、幼児教育の特色を伝える。

→ 幼稚園での「遊びを通して総合的に育てる」教育は、小学校の学習につながっていることを互いに理解し合うことが大切です。

参考となる引継ぎ事例

- A園では、配慮が必要な子どもへの援助の方法を幼稚園で遊んでいる時の写真をもとに説明し、小学校の担任と一緒に授業でのかかわり方について考えました。
- この引継ぎにより、配慮が必要な子どもの保護者と小学校の担任の連携を4月当初からスムーズに進めることができました。

小学校のポイント

■挨拶や身支度、集団遊びなど、生活面や集団生活の状況について、幼稚園ではどの程度、身に付いているのか、確認する。

→ 小学校では、幼稚園で身に付いている力を土台として児童の力を伸ばすことが大切です。

参考となる引継ぎ事例

- B校では、2学期に幼稚園を訪れ、生活面や集団生活の状況に関する課題を幼稚園と共有し、具体的なイメージをもった上で、春休み中に引継ぎを行いました。
- この引継ぎにより、児童がどのように成長したかを確認し、1学年のクラス編制の際に役立てることができました。

※スタートカリキュラムについては、平成24年度小学校教育課程改善の手引「生活」にカリキュラム作成のポイントを掲載しています。
http://www.curricen.hokkaido-c.ed.jp/dokyoi/k_tebiki/011_H24sho_seikatu02.pdf

北広島市教育委員会

文字の大きさ

拡大

縮小

元に戻す

配色

青

黄

黒

標準

音声読み上げ

サイト内検索

検索

サイトマップ

組織から探す

教育委員会の組織・方針

学校教育

社会教育

手続き・申請・相談

小・中学校

施設一覧

北広島市教育委員会 > 教育委員会の組織・方針 > 教育の計画・統計・取り組み > 幼保小連携の取り組み

印刷する

幼保小連携の取り組み

教育の計画・統計・取り組み

幼稚園・保育園・小学校連携推進事業

近年、核家族や地域における少子高齢化が進行する中で、家庭や地域の子育て力が低下し、子どもたちの乳幼児期からの成長過程において、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の不足等さまざまな課題があると言われています。

特に、小学校に入学したばかりの1年生が、新たな環境に適応できない、いわゆる「小1プロブレム」と言われる事象が見られようになりました。

折しも、平成19年の学校教育法において、幼稚園教育の目的として、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと」が明記され、また、平成20年3月に「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」及び「小学校学習指導要領」が改訂され、その中で、乳幼児期の子どもたちの健やかな成長を保障していくためには、幼稚園・保育園と小学校が連携し合っていくことが必要であり、就学前教育・保育と小学校教育の連続性と「学びの芽生え」「自覚的な学び」の育成が重要視されるようになりました。

こうしたことから、本市では、幼稚園や保育園及び小学校が教育・保育を充実することはもとより、幼稚園や保育園の教育・保育環境から小学校の学習・生活環境への円滑な接続をはかるため、幼保小連携推進事業に取り組んでいます。

主な取り組み

北広島市幼児教育の連携に関する懇話会の設置

本市では、幼保小連携推進のため、平成23年度に、市内幼稚園の園長2名、市内保育園の園長2名（公立1・私立1）、市内小学校の校長2名、市長部局の職員1名により「北広島市幼児教育の連携に関する懇話会」を設置し、①幼児教育の推進方策に関すること、②幼稚園・保育園及び小学校の連携に関することを検討しています。 ※[開催要綱\(PDF:77KB\)](#)

第1回北広島市幼児教育の連携に関する懇話会（平成23年12月20日）

<内 容>

・今後の幼児教育の方向性について

・意見交換

※[資料\(PDF:668KB\)](#)

第2回北広島市幼児教育の連携に関する懇話会（平成24年2月21日）

<内 容>

・平成21年東京都の公立小学校調査「第1学年の児童の学校生活への適応状況にかかわる実態調査」等の結果、その背景等について問題提起

・意見交換

※[資料:「幼・保・小連携」関連資料\(PDF:1.01MB\)](#)

第3回北広島市幼児教育の連携に関する懇話会（平成24年7月9日）

<内 容>

・広島大谷幼稚園の授業参観

・参観について意見交換・懇談

※[資料\(PDF:583MB\)](#)

第4回北広島市幼児教育の連携に関する懇話会（平成24年9月27日）

<内 容>

・西部小学校の授業参観

・参観について意見交換・懇談

※[資料\(PDF:1.538MB\)](#)

第5回北広島市幼児教育の連携に関する懇話会（平成24年12月7日）

<内 容>

・大曲いちい保育園参観

・参観について意見交換・懇談

※[資料①\(PDF:1.016MB\)](#)

[資料②: 幼稚園・保育所と小学校との円滑な接続を目指して\(PDF:1.016MB\)](#)

[資料③: 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に向けて\[美咲市\]\(PDF:420KB\)](#)

第6回北広島市幼児教育の連携に関する懇話会（平成25年3月8日）01

<内 容>

・北の台小学校実践例報告

・第1回から第5回の懇話会のまとめ、課題について

・今後の懇話会、連携の方向性について

・意見交換

※[資料①: 先進地に学ぶ\(PDF:2.543MB\)](#)

[北広島市いじめ防止基本方針](#)

[「きたひろしま生活シート」の取組における「事後アンケート」の結果について](#)

幼保小連携の取り組み

[北広島市いじめ防止基本方針の策定について](#)

[北広島市教育基本計画\(2011～2020\)](#)

[北広島市教育基本計画\(2011～2020\) 推進計画](#)

[北広島市学校教育の推進方針](#)

[きたひろしまの教育](#)

[事務事業点検評価](#)

[西部コミュニティ・スクール](#)

[学校給食における地産地消の取り組みについて](#)

[北広島団地内小学校の適正配置について](#)

[北広島団地内小学校の学校統合について](#)

[資料②:小1プロブレム関連資料\(PDF:449KB\)](#)

第7回北広島幼児教育の連携に関する懇話会(平成26年8月6日)

<内 容>

- ・第6回までの経過確認等
- ・アクションプラン等について
- ・意見交換

※資料(PDF1.54MB)

第8回北広島幼児教育の連携に関する懇話会(平成26年9月29日)

<内 容>

- ・アクションプラン(H26年度以降)について
- ・意見交換

※資料:幼保小連携の具体的アクション内容(PDF:146KB)

第9回北広島幼児教育の連携に関する懇話会(平成26年11月11日)

<内 容>

- ・幼稚園教育課程研究協議会について(報告)
- ・「北広島市幼児教育連携関連アクションプラン」について
- ・H26年度の具体的取り組みについて
- ・意見交換

第10回北広島幼児教育の連携に関する懇話会(平成27年2月5日)

<内 容>

- ・保育参観研修(1/14)と交流会(1/16)について(報告)
- ・今後の北広島市における幼保小連携交流会の方向性について(協議)
- ・幼保小連携に関する教育推進方針説明会(2/20・27)について(連絡)
- ・意見交換

研修会等の開催 ※教育委員会主催・共催を掲載しています。

幼保小連携についての意識を高めるため、市内幼稚園・保育園・小学校の教職員を対象とした研修会を開催しました。※(2)はアクションプランに基づき開催しました。

(1)幼保小連携教育に関する研修会 ※北広島教育研究会との共催で開催

日 時:平成25年8月6日(火)9時～12時

場 所:石狩教育研修センター

参加者:45名

<内 容>

- 第1部 講話①「子どもの物語を引き継ぐ丁寧な幼保小連携実践(北の台小から)」
- 講話②「育てること・教えること(市内保育所長から)」
- 第2部 小グループによる交流協議
- 「遊びと学びのつながり(日常実践の相互理解と交流)」
- 第3部 講話③「“困り感”のある子ども、保護者との関わり方について(特別支援教育アドバイザーから)」
- 講話④「遊びと学びのつながりを考え、活動や交流の深まりがあるように(学校教育相談員から)」

ら)」

(2)幼保小連携に関する研修会 ※北広島教育研究会との共催で開催

日 時:平成27年1月14日(火)9時～12時

場 所:各保育園

参加者:30名(すずらん保育園12名、大曲いちい保育園11名)

<内 容>

- ① 保育参観(各園で)
- ② 研修・協議
 - ・保育活動についての質疑応答
 - ・幼児の見とりを生かす小学校との引き継ぎについて
 - ・子ども・子育て支援3法の改正と今後の乳児・幼児保育(教育)について

(3)幼保小連携に関する教育推進方針説明会 ※北広島市教育委員会の主催で開催

【幼稚園・保育園対象】

日 時:平成27年2月20日(金)18時半～20時

場 所:北広島市ふれあい学習センター『夢プラザ』

参加者:50名(市内 幼稚園8園・保育園10園・子育て支援センターから)

【小学校対象】

日 時:平成27年2月27日(金)15時～16時半

場 所:北広島市芸術文化ホール 活動室

参加者:15名(市内 小学校8校から)

<内 容>

- ① 実践報告「子ども達に必要な 滑らかな“段差”づくり(西部小から)」
- ※資料①(PDF:704KB)
- ② 講話
 - ・「更なる教育・保育連携の確立の必要性について(学校教育相談員から)」
 - ※資料②(PDF:2527KB)
 - ・「就学指導委員会(教育支援委員会)の仕組みと流れについて(特別支援教育アドバイザーから)」
 - ※資料③(PDF:3928KB)

幼保小連携交流会

市内幼稚園・保育園・小学校の担当者が一堂に会して、子どもの状況や指導の経過について話し合い、教育内容についての連携を深め、互いに理解し合う機会として開催しました。

◇第1回 日 時:平成27年1月16日(金)10時～12時

場 所:ふれあい学習センター「夢プラザ」(多目的室1～3)

参加者:50名

<内 容>

- ① 10:00～小学校担当者集合(交流会の運営についての説明)
- ② 10:20～幼稚園・保育園・小学校の交流会

北広島市幼児教育連携アクションプランの策定 <平成26年12月1日>

懇話会での意見交換を参考に、幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続をはかるための総合的な行動計画として策定しました。

◆アクションプランの4つの柱

- I 子どもの交流
- II 教師の相互理解
- III 接続期のカリキュラムの連携
- IV その他(家庭との連携等)

・[北広島市幼児教育連携アクションプラン\(PDF:165KB、A3 横\)](#)・・・H26.12.1

・[北広島市幼児教育連携アクションプラン\(PDF:165KB、A4 縦\)](#)・・・H27. 5.1

認定子ども園関係資料

①[こども・子育て支援新制度 なるほどBOOK\(平成26年9月改訂版\)](#) (PDF:2.21MB)

②『[認定子ども園パンフレット](#)』(PDF:1.33MB)

③[幼保連携型認定子ども園教育・保育要領](#) (PDF:383KB)

④[幼保連携型認定子ども園教育・保育要領中央説明会資料](#)(PDF:646KB)

< 前のページへ戻る

^ ページの先頭へ戻る

[お問い合わせ](#)

北広島市教育委員会

〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1
電話 011-372-3311(代表)

[▶ 北広島市トップページ](#)

1 新「むつ市教育プラン」の目的

- ・むつ市長期総合計画，むつ市教育大綱，むつ市教育基本構想の具現化

2 むつ市の教育の現状と課題

- ・**現教育プラン奏功**（規範意識，望ましい人間関係，問題行動，不登校，学力） **中略**

しかしながら、児童生徒がこれからのグローバル化の進展や絶え間ない技術革新、少子高齢化や本市のさらなる過疎化等により、大きく変化する社会において、自らの力でたくましく生き抜いていくためには、こうした変化を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身につけていくことが求められています。

したがって、**今後も小中学校9ブロックの小中一貫教育を継続しながら、一人一人の可能性をより一層伸ばし、これまでの成果に加えて、新しい時代を生きる上で、必要とされる資質・能力を確実に育んでいかなければなりません。**

(1) 総在籍数と新入学児童生徒数の推移

児童生徒数は減少し、今後5年間で、中学校でも3校で複式学級設置が予想されます。

(2) 学力の状況について

① 全国学習状況調査

小・中学校とも平成26・27年度ほぼ全教科で全国平均を超えています。

② 青森県学習状況調査（アクションプラン対象：**評価基準** 5ポイントアップ）

小学校では直近5年間平均で3.1ポイントアップ，中学校では平成26年度に7.4ポイントアップ，27年度に7.5ポイントアップを達成しました。

平成27年度は小・中学校ともほとんどの教科で県平均を超えています。

③ むつ市総合学力調査

小・中学校とも平成27年度調査学年の全てで全国平均を超えています。

④ 総括

総じて好ましい状況にあります。県内トップレベルの学力を達成し、その先を目指すために、更なる指導方法の工夫・改善に取り組んで参ります。

(3) 問題行動・いじめ・不登校数の比較

不登校以外の問題行動が平成19年度をピークに減少傾向になり、不登校も小中一貫教育が完全実施になった平成22年度をピークに減少し、平成25年度にはその数を半減させています。しかし、小学校での発生率は依然として県平均を上回っており、その原因が多岐にわたり複雑化していることも多く、抜本的な解決が難しい事例が増加しています。

※ 不登校減少（アクションプラン対象：評価基準 県の発生率を下回る）

平成26年度の市の不登校発生率は1.21%であり、県の1.16%を下回することは出来ませんでした。しかし、平成25年度には県の発生率1.12%に対し、市は0.95%と県を下回り目標を達成することができました。また、中学校は平成25・26年度とも県の発生率を下回っており、改善の方向にあることは間違いなく、**今後、各校及び関係諸機関とも協働し、いっそうきめ細かな対応により不登校減少に取り組んで参ります。**

（平成27年度県全体データ発表は平成28年10月）

3 新教育プランの基本的な考え方と進め方

(1) 新教育プラン推進目標

「郷土を愛し、夢の実現に向かい主体的に未来を切り拓く人づくり」

(2) 新教育プランにおける基本的な考え方

新教育プランでは、これまでの小中一貫教育で得られた成果と課題を踏まえ継続させながら、本市にとって喫緊の課題である少子高齢化、過疎化による地域存続問題を解決するため、将来のむつ市を託せる人材の育成を図るべく、学校、家庭、地域、行政がこれまで以上に連携し、地域や学校の実態に即し「郷土を愛し、夢の実現に向かい主体的に未来を切り拓く人づくり」をめざす教育を推進します。

(3) 期 間

教育プランの期間は、平成29年から平成33年までの5ヵ年計画です。

4 教育プランがめざす子ども像・学校像

(1) めざす子ども像

『郷土を愛し、夢の実現に向けて主体的に未来を切り拓く児童生徒』

- ①目的を持って主体的に学ぶ子ども
- ②豊かな心を持ち、思いやりのある子ども
- ③心身ともに健康でたくましい子ども

(2) めざす学校像

『郷土を愛し、生きる力と夢をはぐくむ学校』

- ①可能性を引き出す学校
- ②豊かな人間性をはぐくむ学校
- ③健康な体をはぐくむ学校
- ④地域に信頼される学校

5 小中一貫教育の進め方

前教育プランで導入された市内全9中学校区(9ブロック)での小中一貫教育の取組により、小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担、いわゆる中1ギャップの軽減がなされ、一人一人の児童生徒を9年間を通じて順調に成長させることができるようになってきました。

そこで、新教育プランにおいても引き続き、前期-中期-後期(4-3-2制)の基本的な理念を踏襲しながら、各ブロックの小中一貫教育の目標や実践事項の取組については、児童生徒、保護者、教職員の意識調査を毎年度実施し、その取組状況、目標達成状況を評価し、新しい課題にも柔軟に対応できるようブロック独自の取組を推進して参ります。

(1) 5つの共通実践事項

- ①学校管理体制の充実(小中合同職員会議・中期学級担任連絡協議会の開催, 等)
- ②教職員の指導体制の充実(乗り入れ授業, 小・中合同研修会の開催, 等)
- ③教育課程の充実(9年間を見通した教育課程の編成, 等)
- ④児童生徒の交流活動の充実(合同行事・合同学習活動, 等における交流の促進)
- ⑤アクションプランへの取組の充実
 - ・各種学習状況調査の活用ときめ細かな指導の充実
 - ・より高度な能力を求める児童生徒への指導の充実
 - ・思考・判断・表現力を向上させる指導の充実
 - ・生徒指導上の行動連携の日常化と深化
 - ・各学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の強化

(2) ブロック独自の取組の推進

※ 各部ブロックが自らの特性を生かすために創意工夫を凝らし、独自の実践内容を定める。

6 教育プラン重点目標

(1) 可能性を引き出す学校

- ①小中一貫教育によって、一人一人の児童生徒の成長を継続して見守ります。
- ②授業の充実を図り、わかる授業を実践します。
- ③教員のさらなる授業力向上を図ります。
- ④児童生徒一人一人の学力を向上させます。
- ⑤英語教育の充実を図ります。
- ⑥キャリア教育の充実を図ります。
- ⑦特別支援教育の充実を図ります。

(2) 豊かな人間性を育む学校

- ①道徳教育と人権教育を推進します。
- ②体験的活動を推進します。
- ③基本的な生活習慣を身につけます。
- ④きめ細かな教育相談を推進します。
- ⑤環境教育を推進します。
- ⑥いじめの根絶を目指します。(新：指導の方針と重点より)

(3) 健康な体を育む学校 (新：指導の方針と重点より)

- ①体育に関する指導を充実させます。
- ②安全・防災教育を推進します。
- ③性に関する指導を充実させます。
- ④食に関する指導を充実させます。
- ⑤保健指導の充実を図ります。

(4) 地域に信頼される学校

- ①家庭・地域との連携を強化します。
- ②放課後の居場所づくりの充実を図ります。
- ③地域を学び、地域に貢献する体験活動を充実させます。

7 アクションプラン

- (1) 青森県学習状況調査において平成29年度からの5年間の各教科平均通過率で、県平均を3ポイント以上、上回ります。
- (2) 平成29年度からの5年間の不登校発生率を県平均以下にします。

1 学力向上

平成23年度からの5年間で青森県学習状況調査各教科ごと通過率(%)を5ポイント以上アップさせます

(1) 結果

① 小学校(第5学年) ※ 四捨五入により一部不合あり, **太字は目標値到達**

	H. 22	H. 23		H. 24		H. 25		H. 26		H. 27		5年間平均	
	県との差	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22
国語	-0.8	1.8	2.6	-1.2	-0.4	-0.7	0.1	0.3	1.1	0.5	1.3	0.1	0.9
社会	-3.7	1.1	4.8	-0.8	2.9	0.8	4.5	-1.4	2.3	0.7	4.4	0.1	3.8
算数	-4.8	0.5	5.3	2.5	7.3	-0.6	4.2	-1.7	3.1	-2.8	2.0	-0.4	4.4
理科	-2.9	0.6	3.5	2.0	4.9	0.5	3.4	-2.4	0.5	0.4	3.3	0.2	3.1
総合	-3.1	1.0	4.1	0.6	3.7	0.0	3.1	-1.3	1.8	-0.3	2.8	± 0	3.1

② 中学校(第2学年) ※ 四捨五入により一部不合あり, **太字は目標値到達**

	H. 22	H. 23		H. 24		H. 25		H. 26		H. 27		5年間平均	
	県との差	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22	県との差	対 H. 22
国語	-2.7	-1.1	1.6	-3.6	-0.9	-0.3	2.4	0.2	2.9	-1.3	1.4	-1.2	1.5
社会	-2.9	-3.1	-0.2	-6.6	-3.7	-0.5	2.4	4.2	7.1	2.3	5.2	-0.7	2.2
数学	-6.8	-5.2	1.6	-10.6	-3.8	-1.2	5.6	3.8	10.6	6.7	13.5	-1.3	5.5
理科	-5.3	-3.8	1.5	-8.4	-3.1	-1.4	3.9	0.8	6.1	1.2	6.5	-2.3	3.0
英語	-3.9	-6.4	-2.5	-3.3	0.6	2.5	6.4	5.7	9.6	7.5	11.4	1.2	5.1
総合	-4.3	-3.9	0.4	-6.5	-2.2	-0.2	4.1	3.1	7.4	3.2	7.5	-0.9	3.4

(2) 総括

小学校は平成23・24年度に算数が目標を達成したもののその後は達成に至らず、他の3教科は達成値に到達しなかった。中学校は平成25年度に数学・英語が、26・27年度に国語を除く全教科が目標を達成した。

平成22年度には小・中学校とも全教科に於いて県の通過率を下回っていたが、アクションプラン設定後の経緯を見ると、5年間で小・中学校とも全教科に於いて県との通過率の差を縮め、現在は、ほとんどの教科で県を上回っている状況にある。このことから、学力は確実に向上したと言う事ができる。

今後は未達成教科の指導の在り方を見直すとともに達成教科のより一層の伸長に取り組み、全教科目標達成と県内トップレベルの学力の育成に努めたい。

(3) 評価

① 小学校

国語 … 元々ほぼ県平均に達していたこともあり大幅な向上には至らなかった。
社会 … 目標値に僅かに及ばず達成を逃したものの、大幅な向上が認められる。
算数 … 平成23・24年度に目標値に達し、平均でも目標値に近づいた。
理科 … 目標達成には至らなかったが、向上が認められる。
総合 … 着実な向上が認められるものの、向上の幅が近年縮小しており、今後より一層指導の改善に取り組む必要性が認められる。

算数に於いて平成23・24年度に目標到達域に達した。その後は目標に達しなかったものの5年間の平均通過率は基準年を4.4ポイント上回っており、目標に近づいたと捉える事ができる。社会・理科に於いては、5ポイントアップに極めて近づいた年度もあったが達成には至らなかった。

しかし、5年間の4教科総合通過率は基準年を3.1ポイント上回っており、学力の向上を認める事ができる。特に基準年に於ける県との差が中学校に比して1ポイント以上高かった小学校(小-3.1, 中-4.3)が5年間の平均で中学校とほぼ等しいアップ数を達成したことは高く評価されるものである。

また平成23～25年度に於いて県の通過率を上回っていたものの平成26・27年度には県を下回ったことを考慮すると、活用型学力の育成に取り組むことが今後の課題であると考えられる。

② 中学校

国語 … 向上は認められるものの小規模であった。
社会 … H.26・27に目標値に達し、目標を達成することができた。
数学 … H.25・26・27に目標値に達し、目標を達成することができた。
理科 … H.26・27に目標値に達し、目標を達成することができた。
英語 … H.25・26・27に目標値に達し、目標を達成することができた。
総合 … H.26に全教科に於いて県平均を上回るとともに、目標を大幅に上回ることができた。H.27も国語が県平均を下回ったものの他は同様である。

平成26年度に全教科が、27年度には国語を除く4教科が県平均を上回り、5教科総合の通過率は、それぞれ県平均を3.1(H.26)、3.2(H.27)ポイント上回った。両年度とも国語を除く4教科が5ポイントアップを達成し、5教科総合では7.4(H.26)、7.5(H.27)ポイントアップとなり、ほぼ目標を達成した。

しかし、平成23～25年度はほとんどすべての教科で県の通過率を下回っていたことに留意し、かかる好結果を継続・飛躍させるために学習指導の充実により一層取り組むことが求められる。

また、平成22～24年度の小学校データと25～27年度の中学校データは調査対象者が同一であり、両者を比較すると明らかな向上が認められる。このことは、小学校5年から中学校2年までのむつ市内各校の教育活動の充実を示しているものと捉えることができる。

(4) 参考（各種調査結果の概要）

- ① 国の調査：小中とも平成26・27年度ほぼ全教科で全国平均を超えている。
- ② 市の調査：小中とも平成27年度調査学年の全て（小5～中3）で全国平均を超えている。

2 不登校減少（暫定評価）

平成23年度からの5年間で不登校児童生徒の発生率を県よりも下回らせます

(1) 結果

※ 太字は目標値到達

		H. 22		H. 23		H. 24		H. 25		H. 26		H. 27	
		実数	発生率	実数	発生率	実数	発生率	実数	発生率	実数	発生率	実数	発生率
小学校	むつ市	21	0.58	12	0.34	14	0.42	13	0.41	17	0.57		
	青森県	200	0.27	190	0.26	180	0.26	197	0.29	214	0.33		
中学校	むつ市	79	4.11	80	4.16	68	3.70	34	1.95	40	2.40		
	青森県	1177	2.92	1108	2.80	1041	2.64	985	2.56	975	2.60		
合計	むつ市	100	1.81	92	1.70	82	1.61	47	0.95	57	1.23		
	青森県	1377	1.20	1298	1.17	1221	1.12	1182	1.12	1189	1.16		

(2) 総括

平成25年度に目標を達成したが、平成26年度はわずかに達成できなかった。
(H25：市0.95%，県1.12% H26：市1.23%，県1.16%)

今年度の市内児童・生徒の不登校傾向は昨年度とほぼ同等であり、このまま推移した場合、市の発生率がほぼ県と等しくなることが推測される。この現状を改善するために、学校及び関係諸機関が連携を深め、不登校の未然防止と不登校児童・生徒の学校復帰に努めることが望まれる。

(3) 評価

① 小学校

残念ながら、発生率が県を上回る状況が続いている。背景には不登校の原因が校外を含め多岐にわたっている現状があり、これまで以上に学校・家庭及び関係諸機関が連携し、協働する必要がある。進級・進学後に不登校傾向が顕在化してからの改善が難しいことから、早期発見・早期対応に努めることが望まれる。

② 中学校

平成25・26年度と2年連続して県を下回ることができた。しかし、中学校における不登校発生率は小学校を大きく上回っており、その原因は中学校1学年での増加にある。こうした“中1ギャップ”を解決していくことが大きな課題であり、小中間の連携強化及び中学校でのさらなる指導改善が望まれる。

(4) 参考

中学校は平成25年度から県の発生率を下回っている。

(H25：市1.95%，県2.56% H26：市2.40%，県2.60%)
今年度現時点での不登校傾向児童・生徒数は昨年度同月期にほぼ等しい。



基本方針

3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

(3) 教育の充実

施策内容

②学校教育の充実

現況等

本市では、小中一貫教育のもとで、子どもたちが将来の夢や目標を実現するために必要な学力の向上を図るとともに、自分の生きる道を主体的に切り拓く、自立した社会人として活躍できるよう、「生きる力と夢をはぐくむ」学校教育の推進に努めています。

しかしながら、今日の変化の激しい社会の中で、子どもたちを取り巻く環境は、複雑化、多様化が急速に進んでおり、確かな学力の保証をはじめとして、特別支援教育^{*}、不登校、生徒指導面での諸問題など、多種多様な課題解決のため、学校現場にはこれまで以上に一人一人の個性に応じた、専門性の高い指導が強く求められています。

このような現況にあって、教師が子ども一人一人としっかりと向き合い、指導を行う時間を十分確保するとともに、教師の指導力向上を図るための研修を充実させるなど、学校の教育環境を整備していく必要があります。

また、地域全体で子どもたちの将来をしっかりと見据えた教育に取り組んでいけるよう、幼稚園・保育所（園）、高等学校及び本市の特色を生かした海洋科学技術関連の研究機関との「縦の連携」と、学校と家庭・地域との「横の連携」を深め、共に創り育てる「学びの環境づくり」をより一層推進していく必要があります。

主要計画

1) 「生きる力」の育成

小中一貫教育の推進と各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の充実をとおして、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体などの「生きる力」を育むとともに、新しい時代を自立した人間としてたくましく生き抜く力の育成を推進します。

2) 教員の資質向上

教職員の資質向上とニーズに対応できる研修センターの整備充実や講座内容の改善と充実に努め、教員の指導力向上を図ります。また、教員の適正、適切な配置を図り、活力ある学校教育を推進します。

3) 個に応じた指導の充実

質・量両面での充実が図られた新学習指導要領の内容を児童生徒に確実に身につけさせるためには、個々の児童生徒の興味・関心、理解や習熟度に応じたきめ細かな指導の一層の充実が不可欠です。

学習が遅れがちな児童生徒への個別指導、専門性を有する教職員との協力的な指導、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得た指導など、学校や児童生徒の実態に応じて個に応じた指導の充実を図ることができるよう、地域人材の活用を進めるなど、学校支援体制の整備に努めます。

4) 小中一貫教育の充実

小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくり等の心理的負担を軽減し、児童生徒がそれぞれの資質や能力を伸ばし、ゆとりを持って落ち着いた学校生活を送ることができるようにするため、小中一貫教育の具体的な取組である小学校高学年一部教科担任制や乗り入れ授業を支援する小中一貫教育学習支援員を配置し、小中の連携を強化します。

5) 生徒指導の充実

児童生徒を取り巻く環境の複雑化、多様化により、困難さを増す生徒指導面での諸問題の解決を図り、児童生徒が充実した学校生活の中で自己実現できるようにしていく必要があります。

各学校において、教師と児童生徒、児童生徒相互の心の触れ合いを基盤とした開発的生徒指導の実践ができるよう、児童生徒の理解を深めるための支援・援助の充実を図るとともに、家庭、地域、関係諸機関との連携を深めた支援体制づくりを推進します。

6) 就学指導体制の整備

障がいのある子どもの保護者の不安や負担を軽減し、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、障がいの改善・克服、自立や社会参加を促すための支援の充実を図るために、相談や支援にあたる専門の職員の配置、教育的ニーズを踏まえた就学指導委員会による総合的判断、保護者・関係者間の共通認識の形成、早期からの継続的・組織的な相談・支援体制の整備に努めます。

7) 特別支援教育体制の充実

個に応じた指導を充実させるために、指導者の専門性の向上を図るための研修の場を保障するとともに、特別な配慮を要する児童生徒を支援するスクールサポーターを配



置します。また、小学校での指導・支援が中学校へ適切に引き継がれ、一層充実するよう個別の教育支援計画等の作成と活用を促し、特別支援教育体制を整備します。

8) 教育相談活動の充実

学校不適応や不登校等の悩みを抱えた児童生徒やその保護者が教育相談を受けられるように県のスクールカウンセラー^{*}の活用や教育相談員等の専門の職員を配置し、一人一人の児童生徒が充実した学校生活を送ることが出来るようにします。

9) キャリア教育^{*}の推進

小・中学校におけるキャリア教育を充実するとともに、夢を志に高める小・中連携を推進します。

10) 幼稚園・保育所(園)、高校教育との連携

連携や交流を通して、相互に子どもたちの実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階での役割の基本を再確認するとともに、日々の教育活動の工夫改善を図っていく上で有意義です。

子どもたちの将来をしっかりと見据えた一貫性のある教育を相互に連携し、協力し合って推進するという新たな発想や取組を検討していきます。

11) ふるさとへの愛着心を育む教育の推進

地域の自然、芸術、歴史、文化、伝統行事といったふるさとの良さについて、地域の人たちと関わりながら理解を深めたり、体験したりすることを通して、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持ち、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成を目指します。

12) 学校保健及び学校給食の充実

児童生徒が心身ともに健康で安全な活力ある生活を育むため、家庭、地域との連携を図り、学校保健・学校安全及び食育^{*}の推進に努めます。

13) 奨学金制度の充実

人材の育成を図るため、高等教育機関への進学者に対して、奨学金制度の充実を図ります。

14) 学校規模の適正化

地理的条件や児童生徒数の動向及び、学校運営の実情を踏まえた、学校の統廃合等、適性配置を検討します。

15) 安全・安心な教育環境の整備

児童生徒の安全かつ快適な教育環境を確保するため、老朽校舎の改築整備を推進します。

16) 高校教育の充実

豊かな教養と高度な知識や技能を備えた人材を育成するため、地域の特色やニーズに対応した教育環境の充実を図ります。また、高等学校については、今後も地域における学問や文化の拠点としての充実を働きかけます。

17) 情報教育の充実

高度情報通信社会の中で、主体的に生きる力を身に付けることができるよう系統的・体系的な情報教育の推進に努め、情報活用能力の育成とICT^{*}利活用による指導力及び授業力のアップを図ります。



